

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課 市街地建築課	電話番号： 03-5253-8513 電話番号： 03-5253-8515	e-mail: kenshi@mlit.go.jp e-mail: shigaichi@mlit.go.jp
評価実施時期	平成26年5月23日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【規制の目的】</b>                      (1) 階段に係る規制を見直すとともに、既存ストックの有効活用の促進など、新たなニーズに的確に対応するため。                      (2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制を見直すとともに、既存ストックの有効活用の促進など、新たなニーズに的確に対応するため。                      (3) 燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指すため。(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定))</p> <p><b>【規制の内容】</b>                      (1) 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法に規制値を設けているが、利用者が安全に昇降できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、当該規制値を適用しないこととする。                      (2) 一定の準耐火建築物や寄宿舎等の火災の覚知が遅れるおそれのある用途の建築物について、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等を義務付けているが、自動スプリンクラー設備等設置部分等にある防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造としなくてもよいこととする。                      (3) 安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵等される圧縮水素ガス等については、用途規制における危険物から除くこととする。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p><b>【政令案の名称】</b>                      建築基準法施行令の一部を改正する政令案</p> <p><b>【関連条項とその内容】</b>                      (1) 階段に係る規制の合理化(第23条)                      (2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化(第112条、第114条)                      (3) 圧縮水素スタンド等に係る用途規制の緩和(第130条の9)</p>	
想定される代替案	(1)、(2)用途変更については、階段及び防火上主要な間仕切壁に係る規制を適用しないこととする。 (3)特になし(高圧ガス保安法体系における特例基準に適合すること以外に圧縮水素等に係る用途規制の緩和の根拠を設定することができないため。)		
規制の費用	<b>費用の要素</b>		<b>代替案の場合</b>
	(遵守費用)	(1)、(2)	
		既存ストックの活用により大規模な改修が不要となった場合、その分の建築コストは減少する。	既存ストックの活用により大規模な改修が不要となった場合、その分の建築コストは減少する。(当該規制案より減少幅は大きい)
		(3)	
		国土交通大臣が定める基準に適合する設備整備に要する費用	-
	(行政費用)	(1)、(2)	
		特になし。	特になし。
		(3)	
		特になし。	-
	(その他の社会的費用)	(1)、(2)	
特になし。		特になし。	
(3)			
特になし。		-	
規制の便益	<b>便益の要素</b>		<b>代替案の場合</b>
	(1)、(2)		

	本規制案(緩和)を導入することにより、既存ストックの活用等の促進が図られることとなる。	既存ストックの活用の促進が図られることとなるが、用途変更について規制を適用しないこととすると、安全上及び防火上の問題がある建築物が普及するリスクがある。
	(3)	
	本規制案(緩和)を導入することにより、水素エネルギー等の利活用等の促進が図られることとなる。	-
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)、(2)本規制案(緩和)により、費用は減少し、かつ、便益が発生するため、便益は費用を上回っていると考えられる。 一方、代替案においては、遵守費用は本規制案(緩和)より減少するものの、安全上及び防火上の問題がある建築物が普及するリスクがあり、本規制案(緩和)の方が代替案より効率的である。</p> <p>(3)本規制案(緩和)に伴い遵守費用が発生するものの、水素エネルギーの利活用による大きな便益に鑑みれば、便益が費用を上回っていると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>○規制改革に関する答申(平成25年6月5日:規制改革会議) ○構造改革特別区域の第21次提案に対する政府の対応方針(平成24年8月21日構造改革特別区域推進本部)</p>	
レビューを行う時期又は条件	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考	今回の改正は、既存ストックの活用、水素エネルギー等の利活用の促進など新たなニーズに的確に対応し、経済活性化を支える環境整備を推進するものであり、有効なものである。	